

労働安全衛生法施行令別表第9に新たに定める表示義務及び
通知義務の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧

物質名	CAS 番号	裾切り値	
		表示 (重量%) (安衛則第30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第34 条の2関係)
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満
アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満
アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満
エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%未満	0.1%未満
クロロ酢酸	79-11-8	1%未満	1%未満
〇-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=〇'〇"-ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満
N・N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満
ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満
ジメチル=2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名 DEP)	52-68-6	1%未満	0.1%未満
水素化ビス (2-メトキシエトキシ) アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満
N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満
ブテン (以下の全ての異性体の混合物)	25167-67-3	1%未満	1%未満
2-ブテン【β-ブテン】 (以下の2つの異性体の混合物)	107-01-7		
<i>c i s</i> -2-ブテン	590-18-1		
<i>t r a n s</i> -2-ブテン	624-64-6		
1-ブテン【α-ブテン】	106-98-9		
イソブテン	115-11-7		
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満
プロベン	115-07-1	1%未満	1%未満
1-ブロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満
3-ブロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	106-95-6	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%未満	1%未満
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満
メチルナフタレン	1-メチルナフタレン	1%未満	1%未満
	2-メチルナフタレン		
2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%未満	0.1%未満
N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%未満	0.1%未満
沃化物	特定されず	1%未満	1%未満

(留意事項) 追加対象物質は、職業性疾病(慢性)に関して安全に使用するための基準が示されている物質であり、また他の事業者から入手する場合には、安全データシートが当該事業者から通知されることとなります。そのため、事業場における化学物質管理がより容易となるものです。このため、事業者に対して代替化を推奨する趣旨ではありません。